

「(仮称) 串間市いちき風力発電事業」の環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

令和 3 年 6 月 2 4 日
宮 崎 県

1 総括的事項

- (1) 事業実施区域及びその周辺では、本事業を含めて 4 件の風力発電事業が稼働中または計画中之ため、渡り鳥等の飛行ルートへの影響や騒音・低周波音に関しては、事業者間の情報交換に努めながら、可能な限り他事業の風力発電機の配置等も考慮に入れて調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 今後の調査の過程で、重要な動植物の生息・生育が確認されるなど、新たに重大な事実が判明した場合は、専門家の意見を聴いた上で、必要に応じ調査項目・手法の見直しや追加を行い、適切に調査、予測及び評価をすること。

2 個別的事項

(1) 騒音等について

ア 資材等の搬出入路は通常は交通量が少なく、工事関係車両の通行に伴う騒音や振動による近隣住民への影響が考えられるため、時間帯毎の詳細な調査に加えて、適宜、住民への説明を行うこと。

(2) 水環境について

ア 工事中の雨水排水対策（濁水）に関しては、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた沈砂池の設計とすること。

(3) 動物・植物・生態系について

ア イタチ類は糞の痕跡だけでは種の判定が難しいため、可能な限り DNA 解析による判定を行うこと。

イ カワネズミの捕獲調査は頻繁な見回りが必要になるため、センサーカメラを使用するか、痕跡法で糞便を探して DNA 解析を行うこと。

ウ 渡り鳥と猛禽類の調査は、1～2 週間の間隔を置いて数回実施すること。また、猛禽類の移動経路は風向、天候、障害物、外敵等により大きく変化することがあるため、十分な頻度で調査すること。

エ 林齢の高い森林や谷状地では、希少種や重要種の生息・生育の可能性が十分あることに留意して調査を行うこと。

(4) その他

ア 事業実施区域内には滑落崖があり地滑り地形が分布しているため、地盤調査などを十分に行った上で、風力発電設備の設置場所を決定すること。